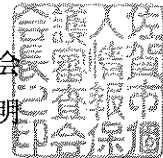


答申第140号
平成31年1月18日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、平成30年12月18日付け佐市障福第4691号により諮問がありました「身体障害者手帳、療育手帳B及び精神障害者保健福祉手帳所持者のスポーツに対する意識と活動の実態に関する調査に係る個人情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

目的外利用を行う個人情報について、調査対象者が容易に識別されることのないよう、格別の配慮を行い、慎重を期すること。